

農地権利移動の手続きについてのお知らせ!!

毎月10日(土日・祝日の場合は前日)が申請の締切日です。

(※田については、原則水稲作付期間中の賃貸借・売買・交換は受付しません。)

すべての農地等に対して、売買・贈与・交換・賃貸借・転用する場合は、農地法の定める許可・届出または農業経営基盤強化促進法の定める公告が必要となります。申請書は、農業委員会に用意してあります。農地法関係書類は、新発田市ホームページからも入手出来ます。必要書類などで不明な点は、問い合わせください。

なお、申請のあった事案は、月末の総会で審議し、決定します。

申請前、事前にご確認を!!

- 死亡した方の所有名義になっている農地等は、相続登記を済ませるようにしてください。
- 申請する農地等で一筆のうちの一部を手続きしたい場合は、分筆登記の必要となることがありますので、早めにご相談ください。

農地の権利移動手続き一覧表

権利名	該当する法律名	手続き内容
賃貸借 の 賃貸借	農地法第3条・ 農業経営基盤強化促進法	農地等を耕作目的で売買、交換、贈与、賃貸借をしたい場合は、農地法第3条による申請・許可または農業経営基盤強化促進法(交換・贈与を除く)による申出・公告が必要です。 *相続(所有者の死亡)により農地等を取得した場合 農業委員会の許可は必要ありませんが、届出が必要です。
の 賃貸借		賃貸借契約をしている農地等を都合(売買・耕作再開等)により途中で解約したい場合、両者の合意による解約通知書を提出してください。
競売等	農地法第3条・第5条	農地等の競売等に参加しようとする場合は、農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要です。競売入札開始日の前月の締切日までに買受適格者証明願を提出してください。
転 用	農地法第4条・第5条	自分の農地等を自分で農地以外に転用(農家住宅・農作業場等)する場合、農地法第4条による申請・許可が必要です。 一方、農地等の所有者から農地の権利を取得、または借りて農地以外に転用(一般住宅・資材置場等)する場合は、農地法第5条による申請・許可が必要です。 また、一時的に資材置場等に使用する場合でも申請・許可が必要です。 なお、市街化区域内の農地は、届出により転用することができます。 *転用予定地は、他の法令等の許可が必要になることがありますので早めにご相談ください。

農業委員会では、農地台帳を公表中です!

農地法の改正により、農地集積・集約化を進めるため4月から農業委員会の窓口(豊浦支所・紫雲寺支所含む)で農地台帳を公表しています。内容は、市街化区域内農地を除いた農地の所在、地番、地目、面積及び所有者や耕作者の氏名(住所は除く)です。

なお、農地台帳の閲覧及び交付については、1筆300円の手数料が必要となります。但し、交付する書類は所有者・耕作者の情報は除かれます。

また、インターネットで「全国農地ナビ」と検索していただければ、農地情報を閲覧出来ますので、興味のある方はご確認願います。ご不明な点がございましたら農業委員会事務局へお問い合わせください。